

豊中市議会幹事長会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、幹事長会の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 幹事長会は、議長、副議長及び会派（3人以上の所属議員を有する団体をいう。以下同じ。）が、その所属議員のうちから選出する代表者（幹事長及び副幹事長）をもって構成する。なお、各会派が選出する代表者の数は、次のとおりとする。

会派の所属議員数	会派が選出する代表者の数
3人以上議員定数の4分の1未満	1人
議員定数の4分の1以上2分の1未満	2人
議員定数の2分の1以上	3人

(届出)

第3条 会派が代表者を選出し、又は変更したときは、これを議長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 幹事長会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 幹事長会は、原則として各会派の代表者（第6条に規定する代理出席者を含む。）全員が出席して会議を開くものとする。

4 会議の表決の方法は、全会一致とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協議事項)

第5条 幹事長会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会の運営に関すること。
- (2) 議席に関すること。
- (3) 議員控室に関すること。
- (4) 議会の各種役員の選出に関すること。
 - ア 議長
 - イ 副議長
 - ウ 監査委員
 - エ 議会運営委員
 - オ 各常任委員
 - カ 各特別委員
 - キ 豊中市伊丹市クリーンランド議会議員
 - ク 淀川右岸水防事務組合議会議員
 - ケ 大阪府都市競艇企業団議会議員
 - コ 豊中市都市計画審議会委員
 - サ 豊中市社会福祉審議会委員
 - シ 大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員（副議長をもって充てるが、再検討の余地を残すものとする。）
 - ス 大阪広域水道企業団議会議員（副議長をもって充てる。）
- (5) 人事案件の取扱いに関すること。
- (6) 要望決議案・決議案・意見書案の文案調整等に関すること。
- (7) 各派交渉団体（会派）の人数等に関すること。
- (8) 全員協議会に関すること。
- (9) 姉妹都市・兄弟都市に関すること。
- (10) 議員報酬改定等に関すること。
- (11) 各種議長会に関すること。
- (12) 海外視察に関すること。
- (13) 議会費に関すること。
- (14) 政務活動費に関すること。
- (15) 議会報に関すること。

(16) 議会の行事に関すること。

(17) その他議会運営にかかわる以外の事項で、各会派の連絡調整を必要とする事項

(代理者の出席)

第6条 代表者に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから代理者を出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させる場合は、議長にその者の氏名を届け出なければならない。

(会議の非公開)

第7条 幹事長会の会議は、原則として公開しない。

(記録)

第8条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事長会の運営に関し必要な事項は、議長が幹事長会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。